

鳥取地方最低賃金審議会
第 539 回 本審議会 議事要旨

| | | | |
|---|--|--------|--------|
| 開催日時 | 令和 5 年 7 月 31 日 (金) 9 時 30 分～10 時 40 分 | | |
| 開催場所 | 鳥取労働局 4 階大会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席 4 人 | 定数 5 人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 5 人 | 定数 5 人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 5 人 | 定数 5 人 |
| 主要議題 | <p>(1) 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について</p> <p>(2) 鳥取県最低賃金の改正決定にかかる意見聴取について</p> <p>(3) 最低賃金に関する基礎調査結果等について</p> <p>(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について</p> <p>(5) その他</p> | | |
| 議 事 要 旨 | | | |
| <p>(1) 事務局から令和 5 年度地域別最低賃金改定の目安について伝達された。ビデオメッセージ視聴は第 2 回専門部会で行うことが確認された。</p> <p>(2) 事務局から最低賃金法第 25 条第 5 項の規定に基づき、提出のあった意見書について説明があった。また、労使に対する書面による意見聴取の実施結果について説明があった。</p> <p>(3) 事務局から最低賃金に関する基礎調査結果等について説明があった。</p> <p>(4) 鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会に対し、特定最低賃金（鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金・鳥取県各種商品小売業）の改正決定の必要性の諮問が行われた。</p> <p>(5) 事務局から今後の審議会の日程等について説明があった。</p> | | | |